

平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区 分	件 名	概 要				
◎予算 (16件) 総務部	【1】 平成27年度三重県一般会計補正予算(第8号) (補正額 約▲7億1千万円)  【2】 平成27年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲9百万円)  【3】 平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約 3万円)  【4】 平成27年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲17百万円)  【5】 平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲3百万円)  【6】 平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲33万円)  【7】 平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 ▲44万円)  【8】 平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲2万円)  【9】 平成27年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号) (補正額 約▲95百万円)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 条 所 認 報 提 計</td> <td style="padding: 5px;">算 案 他 議 定 告 出 計</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">16 件 11 件 5 件 - 件 - 件 - 件 32 件</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: middle;">} 議案 32件</td> </tr> </table>	予 条 所 認 報 提 計	算 案 他 議 定 告 出 計	16 件 11 件 5 件 - 件 - 件 - 件 32 件	} 議案 32件
		予 条 所 認 報 提 計	算 案 他 議 定 告 出 計	16 件 11 件 5 件 - 件 - 件 - 件 32 件	} 議案 32件	

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	<p>【10】平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) (補正額 約▲1百万円)</p> <p>【11】平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億55百万円)</p> <p>【12】平成27年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億23百万円)</p> <p>【13】平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) (補正額 約▲3億97百万円)</p> <p>【14】平成27年度三重県電気事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲15百万円)</p> <p>【15】平成27年度三重県病院事業会計補正予算(第4号) (補正額 約▲95百万円)</p> <p>【16】平成28年度三重県一般会計補正予算(第1号) (一般職に属する職員にかかる勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、県議会議員の 期末手当について所要の措置を講じるための補正予算 約 3百万円)</p>	
◎条例案 (11件) 総務部	<p>【17】 議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例の一部を改正する 条例案</p>	<p>地方公務員災害補償法施行令の一部改正に鑑み、他の法令に よる給付との調整に関する規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正する。 (2) 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正する。</p>

区分	件名	概要
健康福祉部 農林水産部 県土整備部	<b>【18】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。            (平成28年4月1日(一部公布の日及び平成28年6月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験合格証明書の交付事務に係る規定を整理する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科技工士国家試験に係る事務について、合格証明書交付手数料に係る規定を削る。</li> </ul> </li> <li>(2) 介護保険法及び介護保険法施行令に基づき実施される介護支援専門員研修の内容が改正されることに鑑み、手数料についての規定を整備する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員等に対する研修事務手数料を改定する。</li> </ul> </li> <li>(3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による農産物検査法の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物検査法に係る事務・権限の一部が都道府県に移譲されることに伴い、農産物検査機関の登録等の申請に対する審査に係る事務手数料を新設する。</li> </ul> </li> <li>(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る手数料を整理する。</li> <li>(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請事務の追加に伴う事務手数料を新設する。</li> </ul> </li> <li>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に鑑み、手数料についての規定を整備する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る事務手数料を新設する。</li> <li>② 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定に係る事務手数料を改定する。</li> </ol> </li> <li>(7) 建築基準法施行令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小荷物専用昇降機の確認申請等に係る事務手数料を新設する。</li> </ul> </li> </ol>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び告示の一部改正の概要        長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の改正により、既存住宅の増築又は改築を行う場合においても、長期優良住宅建築等計画の認定申請ができることとなった。</p> <p>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要        社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が公布され、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び建築物エネルギー消費性能に係る認定の制度が創設された。        また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定の評価方法に、簡易な方法が追加された。</p> <p>(7) 建築基準法施行令の一部改正の概要        確認申請等の対象として小荷物専用昇降機を追加する改正が行われた。</p>		

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p><b>【19】</b> 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【20】</b> 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【21】</b> 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p><b>【22】</b> 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 地域密着型通所介護事業所を、指定通所介護事業所に関する特例に加える。</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 地域密着型サービスに移行する指定療養通所介護に係る基準条項を削る。 (2) 「地域密着型通所介護事業所」の創設に伴い、基準該当短期入所生活介護事業所に併設されなければならない事業所として「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。 (3) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、受託居宅サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。 (4) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p><b>【23】</b> 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【24】</b> 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【25】</b> 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【26】</b> 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案</p>	<p>健康保険法等の一部を改正する法律によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【27】</b> 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成28年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者となる事業者には「指定地域密着型サービス事業者」を加える。</li> <li>(2) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、受託介護予防サービス事業者が提供する受託サービスの種類に、「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> <li>(3) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防特定施設入居者生活介護において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、事業の開始に当たって、委託契約を行わなければならない事業のうち、「指定通所介護」に「指定地域密着型通所介護」を加える。</li> <li>(4) 「指定地域密着型通所介護」の創設に伴い、介護予防通所介護に関する経過措置に関する附則の改正を行う。</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (5件) 農林水産部	<b>【28】</b> 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成27年度において県が行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	<b>【29】</b> 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成27年度において県が行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
地域連携部	<p><b>【30】</b> 工事請負契約について</p>	<p>三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備(建築)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 伊勢市宇治館町地内</li> <li>○ 契約金額 4,914,000,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 津市羽所町375 清水・堀崎・伊藤特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 名古屋支店 三重営業所 所長 恒川 成司</li> </ul> <p>○工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メインスタンド棟 RC造一部S造 4階建 延べ面積 11,378.06㎡(新築)</li> <li>サイドスタンド南 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,651.77㎡(改修)</li> <li>サイドスタンド北 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,721.78㎡(改修)</li> <li>バックスタンド RC造 2階建 延べ面積 5,699.30㎡(改修)</li> <li>倉庫 RC造 平屋建 延べ面積 28.80㎡(解体)</li> <li>ゴミ置場 S造 平屋建 延べ面積 9.72㎡(解体)</li> </ul> <p>上記に係る建築工事一式</p>

区 分	件 名	概 要
地域連携部 つづき	<p><b>【31】</b> 工事請負契約について</p>	<p>三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場整備(電気設備)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 場所 伊勢市宇治館町地内</li> <li>○ 契約金額 1,042,200,000円</li> <li>○ 契約方法 一般競争入札</li> <li>○ 請負者住所氏名 四日市市海山道町1丁目122番の1 中央電設・北勢・大東特定建設工事共同企業体 代表者 中央電設株式会社 三重営業所 所長 近藤 一幸</li> </ul> <p>○工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メインスタンド棟 RC造一部S造 4階建 延べ面積 11,378.06㎡(新築)</li> <li>サイドスタンド南 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,651.77㎡(改修)</li> <li>サイドスタンド北 RC造 地上1階地下1階建 延べ面積 1,721.78㎡(改修)</li> <li>バックスタンド RC造 2階建 延べ面積 5,699.30㎡(改修)</li> <li>倉庫 RC造 平屋建 延べ面積 28.80㎡(解体)</li> </ul> <p>上記に係る電気設備工事一式</p>
教育委員会	<p><b>【32】</b> 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>平成27年11月7日、県立名張西高等学校において、学校説明会への参加者が、誘導係の生徒による誘導を見て、自転車置き場に自動車を駐車させようとしたところ、自転車置き場の鉄製の筋交いに接触し、後部バンパーが破損した事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">損害賠償額 33,132円</p>